

蒲郡市公害防除施設整備資金利子補給補助金等交付制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、別に定める「公害防除施設整備資金認定等審査要領」により認定（以下「認定」という。）を受けて、蒲郡市設備近代合理化資金（以下「近代化資金」という。）の融資を受け、公害を防止するために必要な別表に定める施設（以下「公害防除施設」という。）の整備を行ったものが、当該融資を受けた金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に支払う利子を毎年度の予算の範囲内で補助する蒲郡市公害防除施設整備資金利子補給補助金等（以下「補助金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象)

第2条 補助金を受けることができる者は、近代化資金融資要綱に基づく公害防除施設整備資金の融資を受け、当該融資に係る利子を取扱金融機関に支払ったもの（以下「借受人」という。）で、原則として「蒲郡市公害防止等環境保全に関する指導要綱」を満たす成果が得られていると判断されたものとする。

ただし、次の各号に該当するものは、この対象から除く。

- (1) 防除施設の整備効果が、公害関係法令の基準（基準を適用されない工場等にも準用する。）に適合していないと判断されたもの。
- (2) その他、市長が不相当と認めたもの。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、当該融資に係る利子（以下「支払利子」という。）で、毎年2月1日から翌年1月31日までに取扱金融機関に支払った額を限度とし、市長が補給を決定した額について全額を補助するものとする。

(補助金交付の申請)

第4条 補助金を受けようとするものは、補助金等交付申請書（以下「申請書」という。）（第1号様式）に支払利子実績報告書（第2号様式）を添えて、毎年2月20日までに市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定通知)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類審査を行い、適正であると認めたときは、補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 借受人は、毎年2月末日までに当該補助事業の整備効果について、補助事業実績報告書（以下「報告書」という。）（第4号様式）に市長が定める書類を添え市長に報告しなければならない。

(補助金の確定)

第7条 市長は、前条の報告書を受理したときは、当該報告書の審査及び必要に応じ実地調査を行い、補助事業の成果が整備計画の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適正であると認めたときは、補助金を確定し、補助金等確定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第8条 市長は、前条の報告書を受理した場合において、補助事業の成果が整備計画の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、期限を限り是正のための措置を命ずることができる。

(補助金交付の請求)

第9条 第7条により補助金の確定通知を受けたものは、市長が定める請求書に補助金等確定通知書（写）を添え指定期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し補助金を交付する。

(補助金等交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金交付の決定を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、すでに補助金が交付されているときは、その補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により交付の決定又は補助金を受けたとき。
- (2) 融資の返還を命ぜられたとき。
- (3) 第8条の命令に従わないとき
- (4) 上記の他市長が不相当と認めたとき。

(遅延利息)

第12条 前条の規定により補助金の返還を求められた者は、これを指定納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、蒲郡市分担金等に係る督促及び延滞金に関する条例に準じて計算した遅延利息を納

付しなければならない。

ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、遅延利息の全部若しくは一部を納付しないことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な書類については別に定める。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。